

別表第1（第7条関係）

算定方法	$V \geq A \times v_a - (Q \div v_b) \times v_a$ $Q' = A \times v_c$ $v_c \leq 0.05$ <p>この式において、V、A、Q、Q'、<math>v_a</math>、<math>v_b</math>、<math>v_c</math>は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>V 雨水流出抑制施設の容量（単位 立方メートル）</p> <p>A 宅地等以外の土地で行う雨水流出増加行為をする土地の面積（単位 ヘクタール）</p> <p>Q 合理的な方法により算定した雨水浸透施設等の浸透効果量（単位 立方メートル毎秒）</p> <p>Q' 雨水流出抑制施設からの放流量（単位 立方メートル毎秒）</p> <p><math>v_a</math> 付表で定める地域別調整容量 a（単位 立方メートル毎ヘクタール）</p> <p><math>v_b</math> 付表で定める地域別調整容量 b（単位 立方メートル毎秒毎ヘクタール）</p> <p><math>v_c</math> 放流先水路等の許容比流量（単位 立方メートル毎秒毎ヘクタール）</p>
------	---

備考

- 1 行為区域における排水計画は、行為区域に降った雨が雨水流出抑制施設に入るように計画されたものとする。
- 2 湛水想定区域でのQは、0立方メートル毎秒とする。

付表

市町村	地域別調整容量 a (単位 立方メートル毎ヘクタール)	地域別調整容量 b (単位 立方メートル毎秒毎ヘクタール)
さいたま市 川越市 川口市 所沢市 飯能市 春日部市 狭山市 上尾市 草加市 越谷市 蕨市 戸田市 入間市 鳩ヶ谷市 朝霞市 志木市 和光市 新座市 桶川市 八潮市 富士見市 三郷市 坂戸市 鶴ヶ島市 日高市 吉川市 ふじみ野市 伊奈町 三芳町 毛呂山町 越生町 川島町 松伏町	950	0.4309

熊谷市 行田市 加須市 本庄市 東松山市 羽生市 鴻巣市 深谷市 久喜市 北本市 蓮田市 幸手市 滑川町 嵐山町 小川町 吉見町 鳩山町 ときがわ町 長瀨町 東秩父村 美里町 神川町 上里町 寄居町 宮代町 白岡町 杉戸町	700	0.4704
秩父市 横瀬町 皆野町 小鹿野町	1,100	0.2963

別表第2（第21条関係）

算定方法	$V \geq A \times 10,000 \times h$ $Q' = A \times v_c$ $v_c \leq 0.05$ <p>この式において、V、A、Q'、h、v<sub>c</sub>は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>V 雨水流出抑制施設の容量（単位 立方メートル）</p> <p>A 盛土行為をする土地の面積（単位 ヘクタール）</p> <p>Q' 雨水流出抑制施設からの放流量（単位 立方メートル毎秒）</p> <p>h 盛土行為をする土地における湛水した場合に想定される平均水深、又は盛土行為の最大盛土厚のどちらか小さい方の値（単位 メートル）</p> <p>v<sub>c</sub> 放流先水路等の許容比流量（単位 立方メートル毎秒毎ヘクタール）</p>
------	---

備考 対策工事の計画は、盛土行為をする区域の周辺が湛水した場合に、その湛水が雨水流出抑制施設に入るよう計画されたものとする。